

# 平成22年度診療報酬改定 について(DPC制度)

# 1. 平成22年度診療報酬改定における基本的な考え方 (DPC制度)

- (1) 今回の診療報酬改定における入院基本料の引き上げ等、急性期医療の更なる評価については、DPC制度においても、従前からの診療報酬改定における取扱いを踏まえながら、診断群分類点数表の改定及び医療機関別係数の設定等、所要の措置を講ずる。
- (2) DPC制度の円滑導入のために設定されていた調整係数については、今回の改定を含め今後段階的に、新たな機能評価係数への置換えを実施する。
- (3) DPCにおける包括点数の設定方法及び包括範囲等について、診療実態に即した所要の見直しを行う。

## 2. 入院基本料等の引き上げ及び改定率の反映

- (1) 急性期医療に対する更なる評価に伴う入院基本料等の引き上げについては、診断群分類点数表の設定時に実態に即して算入することで反映させる。
- (2) 入院基本料等加算の引き上げ等については、機能評価係数に反映させる。
- (3) 改定率については、医療機関別係数の計算において反映させる。

### 3. DPC制度における調整係数の段階的廃止・ 新たな機能評価係数の導入

激変緩和の観点から、今回の改定では調整係数の一部を、新たな機能評価係数に置き換え評価する。

## 3-1. 調整係数及び新たな機能評価係数の設定方法

- (1) 調整係数から新たな機能評価係数へ置き換える割合については、調整係数による“上積み相当部分”のうち、25%とする。
- (2) 各機能評価係数への配分は、「救急医療の入院初期診療に係る評価」について、医療機関ごとに充当すべき具体的な配分額を算出し、これらの配分額に相当する係数を設定する。これ以外の5つの項目については残りの置き換え部分を、等分で配分する。

# 調整係数の段階的廃止と 新たな機能評価係数の設定(1)

